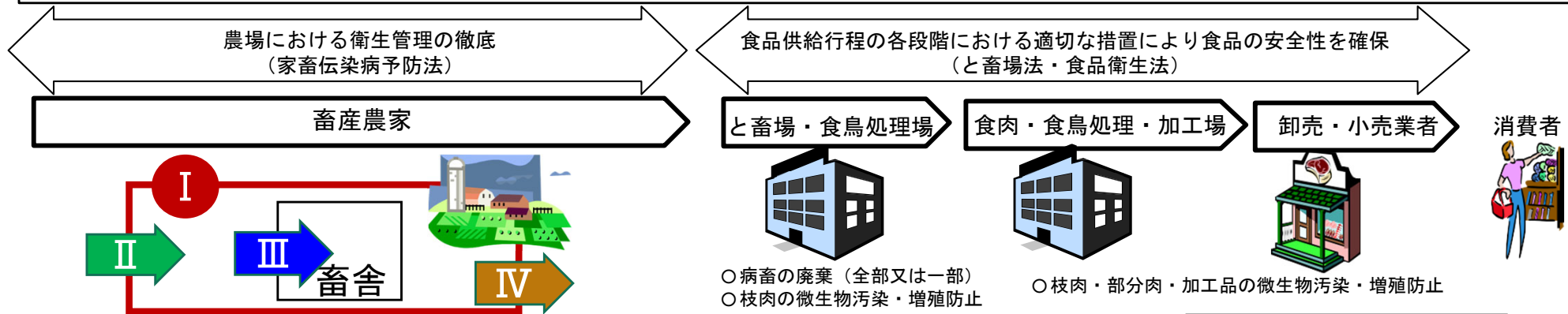


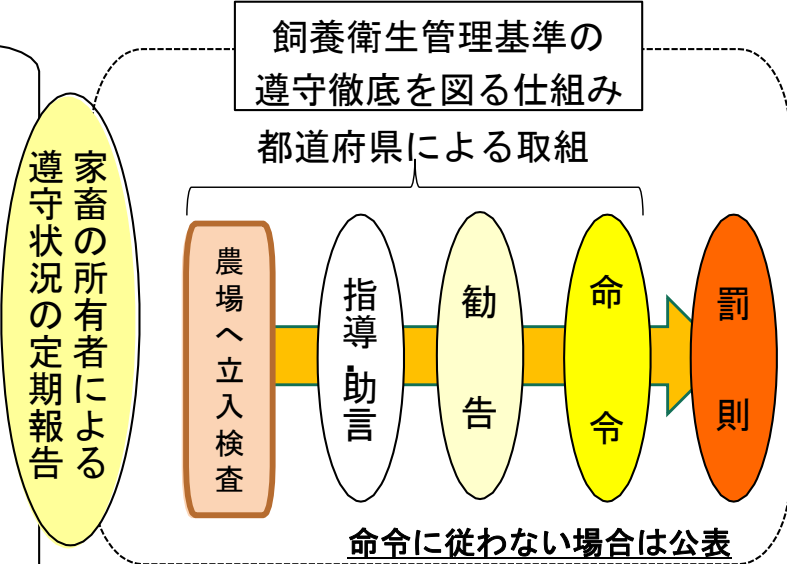
家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- 農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- また、家畜の所有者は、毎年、飼養衛生管理の状況を都道府県知事に報告し、都道府県が立入検査等により遵守状況を確認することで、家畜の伝染性疾患の発生を予防。



飼養衛生管理基準の内容 (抜粋)

- I 家畜防疫に関する基本的事項**
 - 衛生管理区域の設定 ⇒ 病原体の侵入とまん延の防止を重点的に実施
 - 飼養衛生管理マニュアルの作成 ⇒ 関係者全員の取組水準を確保
 - 獣医師等の健康管理指導 ⇒ 適切・効果的・効率的な取組
- II 衛生管理区域への病原体の侵入防止**
 - 衛生管理区域専用の衣服、靴 ⇒ 伝播経路の遮断、交差防止
 - 区域立入時の手指・車両の消毒 ⇒ 病原体の低減
 - 野生動物の侵入禁止 ⇒ 区域内の飼料、機材等を介した伝播を防止
- III 衛生管理区域内における汚染拡大防止**
 - 区域内の整理整頓、ねずみ駆除 ⇒ 野生動物による畜舎内への病原体持込み防止
 - 施設、器具、機材の洗浄・消毒 ⇒ 病原体の低減
 - 畜舎立入時の手指消毒、着替え ⇒ 病原体の持込み防止
- IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止**
 - 区域外出時の手指・車両の消毒、⇒ 伝播経路の遮断、交差防止
 - 家畜の健康観察(出荷、移動等) ⇒ 病原体の拡散防止
 - 家畜の健康観察(出荷、移動等) ⇒ 病原体の拡散防止



※不遵守の場合、家畜伝染病発生時には、手当金等を減額の可能性

農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進

- 家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域が一体となった生産段階へのHACCP手法導入を推進。
- 農場指導員（家畜保健衛生所の職員等の獣医師をはじめとした、農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員）を養成するとともに（平成20年度～）、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施（平成21年度～）。
- HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表（平成21年度）するとともに、認証制度の構築を推進。
- 民間での農場HACCPの認証手続きが開始（平成23年度～）。※民間認証機関は2団体（令和4年6月現在）

農場HACCP認証に向けた取組

農場指導員

※
約5,200名（令和4年3月時点）

※HACCPや家畜疾病、食品衛生等についての知見を有し、農場でHACCP方式を活用した飼養衛生管理の実施を促進するための指導を行う者。
PDCAサイクルを回して消費者の求める安全な畜産物を生産するために、専門的な知識を有する者として、客観的な視点から各農場に合わせたアドバイスを実施。

衛生管理システムの構築

- ・方針、目標の明確化
- ・組織、役割の明確化
- ・生産工程の明確化、マニュアルの作成
- ・危害因子調査
(サルモネラ菌・大腸菌0157・抗菌性物質等)
- ・危害要因分析 (HA)
- ・必須管理点 (CCP) の設定

農場モニタリング検査・改善指導

実践

HACCPの考え方
に基づく衛生管理の
実施

検証

適切な衛生管理の
見直し

と畜検査情報等の
フィードバック

農場HACCP認証を取得した畜産農家の声

- ・経営者や従業員の安全な畜産物を生産するという意識・責任感が高まった
- ・作業の平準化が図られ、生産性が向上した

消費者の求める安全な畜産物の生産

畜産物に対する消費者の信頼確保



農場HACCP
認証マーク

農場HACCP認証取得農場数の推移

(令和5年1月25日時点)

